

# 北新庄体育館 施設使用料の変更について

## ◆変更前(令和2年3月31日まで適用)

(円)

使用区分	使用時間			
	9時から12時	12時から17時	17時から22時	9時から22時
1面につき	2,000	4,000	6,000	10,000

※半面利用の場合は上記金額を1/2した額とする。



## ◆変更後(令和2年4月1日から適用)

(円)

使用区分			使用時間		
			平日		土、日、祝
			9時から17時	17時から22時	9時から22時
個人使用	高校生以下	1人1時間 につき	50	100	100
	一般		100	150	150
専用使用	1面1時間につき		800	1,000	1,000

※半面利用の場合は上記金額を1/2した額とする。(個人利用は除く。)

※市外住民が使用した場合、各使用料の5割増しとする。(10円未満の端数切り捨て)

※使用時間に1時間未満の端数がある場合、1時間として計算する。

※営利目的に使用する場合は、各使用料の20倍額とする。

問合せ先 越前市教育委員会事務局  
スポーツ課 0778-22-7463

# 北日野体育館 施設使用料の変更について

## ◆変更前(令和2年3月31日まで適用)

(円)

使用区分	使用時間			
	9時から12時	12時から17時	17時から22時	9時から22時
1面につき	2,000	4,000	6,000	10,000

※半面利用の場合は上記金額を1/2した額とする。



## ◆変更後(令和2年4月1日から適用)

(円)

使用区分			使用時間		
			平日		土、日、祝
			9時から17時	17時から22時	9時から22時
個人使用	高校生以下	1人1時間 につき	50	100	100
	一般		100	150	150
専用使用	1面1時間につき		800	1,000	1,000

※半面利用の場合は上記金額を1/2した額とする。(個人利用は除く。)

※市外住民が使用した場合、各使用料の5割増しとする。(10円未満の端数切り捨て)

※使用時間に1時間未満の端数がある場合、1時間として計算する。

※営利目的に使用する場合は、各使用料の20倍額とする。

問合せ先 越前市教育委員会事務局  
スポーツ課 0778-22-7463

# 大虫体育館 施設使用料の変更について

## ◆変更前(令和2年3月31日まで適用)

(円)

使用区分	使用時間			
	9時から12時	12時から17時	17時から22時	9時から22時
1面につき	2,000	4,000	6,000	10,000

※半面利用の場合は上記金額を1/2した額とする。



## ◆変更後(令和2年4月1日から適用)

(円)

使用区分			使用時間		
			平日		土、日、祝
			9時から17時	17時から22時	9時から22時
個人使用	高校生以下	1人1時間 につき	50	100	100
	一般		100	150	150
専用使用	1面1時間につき		800	1,000	1,000

※半面利用の場合は上記金額を1/2した額とする。(個人利用は除く。)

※市外住民が使用した場合、各使用料の5割増しとする。(10円未満の端数切り捨て)

※使用時間に1時間未満の端数がある場合、1時間として計算する。

※営利目的に使用する場合は、各使用料の20倍額とする。

問合せ先 越前市教育委員会事務局  
スポーツ課 0778-22-7463